諮問日：令和４年３月２２日（令和３年度（個）諮問第１１号）

答申日：令和４年７月２７日（令和４年度（個）答申第５号）

件　名：「持込禁止物預かり状況一覧表」に記録された保有個人情報の不訂正判断に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「持込禁止物預かり状況一覧表」（以下「本件対象文書」という。）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の訂正の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が、本件対象個人情報は訂正しないとした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２　事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第５に定める訂正の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が令和３年１１月１９日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第８の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第８の２（令和４年７月１日改正前の取扱要綱記第８の４）に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

１　主な争点は、次の２点である。

本件対象文書の行為者は苦情申出人と同一人物ではない（証拠、確認がない）。

本件対象文書の内容が名古屋高等裁判所内の不法行為者（特定年月日苦情申出人にぶつかった特定のアルソック警備員、１階ロビーで氏名不詳者に強制退去命令を発出した総務課長、苦情申出人に写真のような暴力的行為をした総務課課長補佐）と不法行為者友人により歪められている。

最初の争点からすると、最初の情報開示請求で本件対象文書を苦情申出人に開示したことが間違いであったと考えられる。

２(1)　「不当要求」を評価としたことについて

ア　苦情申出人が請求した事実はない。もちろん、不当要求もしていない。全く何も苦情申出人はしていないので、これは評価ではなく、事実である。事実の有無は訂正すべきである。

イ　本件対象文書に書かれた人物は、苦情申出人ではない。本件対象文書に書かれた人物が、苦情申出人と同一人物であるとした証拠や根拠は全くない。最初に本件対象文書が、苦情申出人の保有個人情報として開示されたことが、名古屋高等裁判所の事実誤認である。

ウ　本件対象文書を書いた人は「不当要求」の厳格な意味を理解していない。

エ　この文章は、苦情申出人の信用と名誉を毀損するものであり、多大なる精神的苦痛を受けている。また、苦情申出人は、名古屋地裁と名古屋高裁で複数の訴訟を提起しているため、その訴訟活動を妨害する行為でもある。このように苦情申出人の信用が毀損されたまま判決を強行された訴訟もあり、特定の裁判官Ａ、特定の裁判官Ｂの罷免要求、分限裁判要求、抗議活動は一生続けていくつもりである。また、苦情申出人はこれらの行為に対し、対象者に損害賠償請求訴訟を提起予定である。

　最高裁判所においては、影響が広がらないうちに、早期に、個人情報の訂正又は最初の個人情報の開示は誤りだったと判断すべきである。

(2)　「警察官に対しても難癖を付けた」を評価としたことについて

ア　苦情申出人は、警察官に難癖を付けたことはない。あるかないかであり、事実である。苦情申出人は全く誰にも難癖を付けていないので、これは評価ではなく、事実である。

イ　上記(1)イ記載のとおり、本件対象文書に書かれた人物は、苦情申出人ではない。

ウ　当日そこにいた警察官も、その日、その時間帯に、苦情申出人に「難癖を付けられた」との認識を持っていない。当日の特定の警察署の警察安全

相談表に記載されていない。

エ　上記(1)エ記載のとおり、最高裁判所においては、影響が広がらないうちに、早期に、個人情報の訂正又は最初の個人情報の開示は誤りだったと判断すべきである。

(3)　「特定の警察署は被害届を受理しない旨本人説明」について

ア　この文章の「本人」が苦情申出人ならば、苦情申出人はそのような説明を受けていない。したがって、訂正すべきである。後日、特定の警察署から電話があり、「防犯カメラに撮影されているから構成要件は整った。被害届をどうするか。」との電話を受けたので、その時点で加害者や名古屋高裁の態度が非常に悪く謝罪もなかったため、被害届を提出することとした。加害者は、傷害罪で不起訴処分となった。

イ　上記(1)イ記載のとおり、本件対象文書に書かれた人物は、苦情申出人ではない。

(4)　「入庁検査を受けずに入庁しようとしたため」、「アルソックへの要求について裁判所は対応しないので、退庁するよう通告」について

ア　「臨場した職員に当該内容を確認したところ、事実と異なると認めることはできなかった」とあるが、この事実は、名古屋高裁総務課が２台のビデオカメラで撮影している。

イ　２台のビデオ録画を確認すれば、「入庁検査を受けずに入庁しようとしたため」、「アルソックへの要求について裁判所は対応しないので、退庁するよう通告」がなかったことが明らかになり、今回確認した「当時臨場した職員」の虚偽申告が明らかとなる。最高裁判所は、２台のビデオ録画を確認すべきである。

ウ　上記(1)エ記載のとおり、最高裁判所においては、影響が広がらないうちに、早期に、個人情報の訂正又は最初の個人情報の開示は誤りだったと判断すべきである。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

１　本件対象文書の性質について

本件対象文書に記録された情報は、入庁時所持品検査等の受託者から日々なされる報告をもとに、原判断庁の総務課において、持込禁止物の預かり数、そのうちの危険物の数等の客観的な数値を記録するとともに、入庁時所持品検査等に付随する参考事項を原判断庁の総務課担当者において備忘的に随時記録しているものであり、預かり物の管理事務及び保管事務を適正に遂行するための補助並びに庁舎管理事務及び警備事務を適正に遂行するための補助とすることを目的として、集約し把握している情報である。

このうち、苦情申出人に開示された文書は、特定年月日についての記録部分の一部であるが、当該記載部分は、原判断庁の総務課担当者が直接臨場し、見聞きした事実や主観（評価）がそのまま記載されたものである。

２　本件対象文書中に記載された行為者が苦情申出人と同一人物ではないとの主張について

苦情申出人は、本件対象文書の備考欄に記載された「対象者」は同人と同一人物ではなく（その証拠もなければ苦情申出人に対する確認もなく）、したがって本件対象個人情報が苦情申出人に係る保有個人情報であるとして開示されたこと自体が誤りであると主張する（なお、本件対象個人情報の訂正申出書中には、その旨の主張はない。）。

この点、原判断庁は、本件対象文書の備考欄に記載された「対象者」は全て特定年月日に原判断庁において１件発令された退去命令の対象者であり、原判断庁の総務課担当者が事実として認識し記載したものであるところ、同退去命令の対象者と、原判断庁の総務課に直接提出された特定年月日付け保有個人情報開示申出書の申出人、すなわち本件苦情申出人とが同一人物であることは、特定年月日以前から複数回にわたって同人に対する対応に当たってきた原判断庁にとっては顕著な事実であると説明する。両者が別人であると判断するに足

りる具体的な事情はなく、原判断庁の上記説明に不合理な点はない。

したがって、本件対象個人情報が苦情申出人に係る保有個人情報であるとした原判断庁の判断は相当である。

3　本件対象個人情報が事実と異なるとの主張について

苦情申出人は、本件対象文書の備考欄に記載された内容について、同人が特定年月日に経験した事実及びそれ以外の機会に経験したこれに関連する事実等を主張し、本件対象個人情報がそれら同人が経験した事実と異なっている等として、本件対象個人情報の訂正を求めている。

(1)　「不当要求」との記載について

苦情申出人は、上記２のとおり、本件対象文書の備考欄に記載された「対象者」は同人ではないと主張し、不当かどうかを問わず同人が何らかの要求をした事実自体がないのであるから、「不当要求」との記載は事実とは異なるとして本件対象個人情報の訂正を求めている。

しかし、上記１のとおり、この記載は原判断庁の総務課担当者が直接臨場し、見聞きした主観（評価）をそのまま記載した部分であり、訂正申出の対象となる「事実」ではない。また、仮に苦情申出人の主張を踏まえて、「不当要求」を「主観（評価）」ではなく「事実」だと解したとしても、この記載内容は前述のとおり、総務課担当者が直接臨場し、見聞きしたものであることから、本件対象文書の備考欄記載の内容が事実でないとは認められず、さらに、当該部分に記載された内容が事実と異なると判断するに足りる具体的な根拠を苦情申出人が提示しているとも認められない。

(2)　「警察官に対しても難癖を付けた」との記載について

苦情申出人は、上記２のとおり、本件対象文書の備考欄に記載された「難癖をつけた人物」が同人ではないこと及び本件対象文書に記載された当日に行われた同人と警察官との間でなされたやりとりの内容に基づき、同人が「警察官に対しても難癖を付けた」事実はないとして、本件対象個人情報の

訂正を求めている。

しかし、上記１のとおり、この記載は原判断庁の総務課担当者が直接臨場し、見聞きした主観（評価）をそのまま記載した部分であり、訂正申出の対象となる「事実」ではない。また、仮に苦情申出人の主張を踏まえて、「難癖を付けた」ことを「主観（評価）」ではなく「事実」だと解したとしても、この記載内容は前述のとおり、総務課担当者が直接臨場し、見聞きしたものであることから、本件対象文書の備考欄記載の内容が事実でないとは認められず、さらに、当該部分に記載された内容が事実と異なると判断するに足りる具体的な根拠を苦情申出人が提示しているとも認められない。

(3) 「特定の警察署は、被害届を受理しない旨本人説明」との記載について

苦情申出人は、上記２のとおり、本件対象文書の備考欄に記載された「本人」が同人ではないと主張するとともに、同人と警察署との間で後日なされたやりとりの内容を主張した上で、この記載は事実とは異なるとして本件対象個人情報の訂正を求めている。

しかし、上記１のとおり、この記載は原判断庁の総務課担当者が直接臨場し、見聞きした事実をそのまま記載した部分であり、本件対象文書の備考欄記載の内容が事実でないとは認められない。さらに、当該部分に記載された内容が事実と異なると判断するに足りる具体的な根拠を苦情申出人が提示しているとも認められない。

(4) 「入庁検査を受けずに入庁しようとしたため」及び「アルソックへの要求について裁判所は対応しないので、退庁するよう通告」との記載について

苦情申出人は、これらの記載内容が事実と異なるとして、ビデオ録画による確認を求めるとともに本件対象個人情報の訂正を求めているが、これらの記載は上記１のとおり、原判断庁の総務課担当者が直接臨場し、見聞きした事実をそのまま記載した部分である。

苦情申出人は、この記載が事実と異なる旨を主張するが、本件対象文書の

備考欄記載の内容が事実でないとは認められない。さらに、当該部分に記載された内容が事実と異なると判断するに足りる具体的な根拠を苦情申出人が提示しているとも認められない。

4　以上により、本件訂正申出については、全て取扱要綱記第５の１の(1)に定める「当該申出に理由があると認めるとき」に該当せず、原判断庁に訂正義務があるとは認められないから、訂正しないこととした原判断は相当である。

第５　調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

①　令和４年３月２２日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年６月１７日　　審議

④　同年７月１５日　　審議

第６　委員会の判断の理由

1　本件対象個人情報は、本件訂正申出に先立ち、苦情申出人が取扱要綱記第４に定める開示の申出により開示された保有個人情報であると認められる。

2　本件対象文書中に記載された行為者が苦情申出人と同一人物ではないとの主張について

当委員会庶務を通じて確認したところ、本件対象文書の備考欄の記載は、原判断庁の総務課の担当者が記載したものであること、本件訂正申出に先立つ本件対象文書の開示申出及び本件訂正申出の際、原判断庁の総務課の担当者は苦情申出人から提示された本人確認書類により本人であることを確認していることが認められる。また、本件対象文書の記載内容によれば、本件対象文書の備考欄に記載された「対象者」は特定年月日に原判断庁において発令された退去命令の対象者であると認めるのが相当である。上記確認結果等も踏まえれば、上記退去命令の対象者と本件苦情申出人とが同一人物であることは、原判断庁にとっては顕著な事実であるとの原判断庁の上記説明に特段不自然な点は見当

たらず、不合理とはいえない。

苦情申出人は、本件対象文書の備考欄に記載された「対象者」が苦情申出人ではないことを主張するが、本件訂正申出においてその主張を根拠付ける的確な指摘や資料の提出をしないから、上記の判断を覆すには足りない。

3　本件対象個人情報が事実と異なるとの主張について

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、本件対象文書は、原判断庁の入庁時所持品検査等の受託者から原判断庁に対して行われる報告をもとに、原判断庁の総務課において、持込禁止物の預かり数、そのうちの危険物の数等の客観的な数値を記録するとともに、入庁時所持品検査等に付随する参考事項について備忘的に随時記録するための文書であり、本件対象文書に記載されている情報は、原判断庁において、預かり物の管理事務及び保管事務を適正に遂行するための補助並びに庁舎管理事務及び警備事務を適正に遂行するための補助とすることを目的として、集約し把握している情報であること、本件対象文書のうち、苦情申出人に開示された文書は、特定年月日についての記録部分の一部であること（以下「本件記録部分」という。）、本件記録部分は、直接現場に臨場した原判断庁の総務課の担当者によって記載されたものであることが認められる。上記確認結果を踏まえれば、本件記録部分の記載は、原判断庁の総務課の担当者が直接臨場し、見聞きした事実に関してその職務を遂行する観点から記載した部分であり、これらの記載が事実に基づくものではないとは認められないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、本件記録部分の内容が「事実でない」旨主張するが、これらの記載が事実に基づくものではないとする最高裁判所の説明の合理性を覆すに足りる具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出はない。したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

4　苦情申出人のその他の主張については、当委員会の上記判断を左右するものではない。

5　以上のとおり、原判断については、訂正の申出に理由があると認められないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委　員　長　　髙　橋　　滋

委　　員　　門　口　正　人

委　　員　　長　戸　雅　子